

社会福祉法人 龍峰会 役員等報酬規程

社会福祉法人 龍峰会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人龍峰会（以下「当法人」という。）の役員（理事及び監事）、評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等については業務に応じた役員等の報酬等を支給することができるものとし、賞与及び退職手当等は支給しない。ただし、財政等、状況により役員等の報酬等を支給しない場合もある。

(役員等の報酬等の算定)

第3条 役員等については、次の通り役員等に報酬等を支給することができる。

(1) 評議員

評議員に対して、評議員会開催等、職務執行ごとに1日につき一律5,000円を報酬として支給することができる。

(2) 理事

理事に対して、理事会等、職務執行ごとに1日につき一律5,000円を報酬として支給することができる。

(3) 監事

監事に対して、理事会等、職務執行ごとに1日につき一律5,000円を報酬として支給することができる。ただし、監事監査実施ごとに1日につき一律10,000円を報酬として支給することができる。

(4) 評議員選任・解任委員

評議員選任・解任委員に対して、評議員選任・解任委員会開催等、職務執行ごとに1日につき一律5,000円を報酬として支給することができる。

(5) 役員等が職務のため出張をしたときは、別に定める旅費規程に基づき旅費を支給することができる。

(役員等の報酬等の支給方法)

第4条 役員等の報酬等は現金又は銀行振込にて支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員等について、本規程に基づ

く役員報等の報酬等を支給することができる。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第四十五条三十五第一項に定める役員等の報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。